

令和6年度 沼田市における障害者就労施設等からの物品等の優先調達方針

令和6年6月3日

1 策定の趣旨

沼田市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針（以下「本方針」という。）は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達促進法」という。)第9条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るために策定する。

2 適用範囲

本方針は、沼田市の全ての機関に適用する。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

本方針の対象となる障害者就労施設等は、障害者優先調達促進法第2条第2項から第4項までに規定する次の事業所等とする。

- (1) 就労継続支援事業所（A型・B型）
- (2) 就労移行支援事業所
- (3) 生活介護事務所
- (4) 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援又は生活介護を行うものに限る。）
- (5) 地域活動支援センター
- (6) 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法(昭和45年法律第84号)第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）
- (7) 障害者優先調達推進法施行令(平成25年政令第22号)に基づく事業所
 - ア 障害者の雇用の推進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - イ 重度障害者多数雇用事業所
- (8) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等
 - ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）
 - イ 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

4 調達する物品等

市が調達可能な役務及び物品の全てを対象とし、特に調達を推進すべき物品等については、別表のとおりとする。

5 物品等の調達目標

令和6年度の調達目標額は、前年度に障害者就労施設等から調達した実績額を上回ることとする。

6 調達推進体制

- (1) 障害者就労施設等が供給可能な物品や役務等について、施設等から情報収集し、これらの情報を基に各部署に対し障害者就労施設等からの物品等の優先調達を図る。
- (2) 各部署では、障害者就労施設等へ発注可能な物品等の優先調達について十分配慮する。

7 調達実績の公表

調達実績については、障害者優先調達促進法第9条第5項の規定に基づき、年度終了後取りまとめ次第、市ホームページ等により公表する。

8 その他

物品調達のほか、障害者就労施設等の物品の展示などの周知を行うとともに、イベント等での販売機会の確保などにも努めることとする。

別表 調達の対象品目

	品目	具体例
物 品	①事務用品・書籍	筆記具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍 など
	②食料品・飲料品	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、コーヒー・茶、米、野菜、果物 など
	③小物雑貨	衣類・身の回り品、装身具、食器類、絵画・彫刻、木工品・金工品・刺繍品・陶磁器・ガラス製品、おもちゃ・人形、楽器、各種記念品、清掃用具、防災用品、非常食、花苗 など
	④その他の物品	トイレットペーパー、机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、器物台、プランター、車いす、杖、点字ブロック、照明器具等上記以外の物品
役 務	①印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、封筒などの印刷
	②クリーニング	クリーニング、リネンサプライ など
	③清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管理など
	④情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、テープ起こし など
	⑤飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店 など
	⑥その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄（シュレッダー）、資源回収・分別 など